

令和7年度 東京都水防計画（案） について

令和7年4月10日
東京都建設局河川部

東京都水防計画

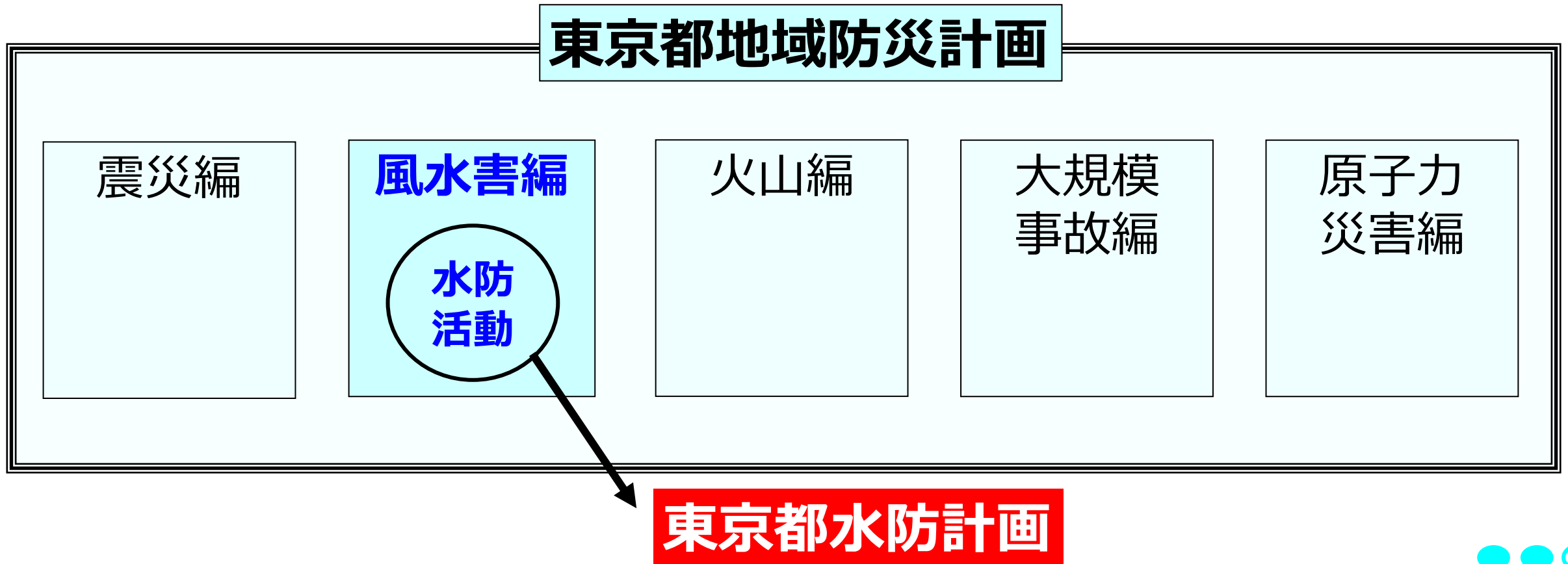
- 水防法第7条に基づき、洪水、高潮、内水、津波等による水害を防ぎ、被害を軽減することを目的
- 水防業務及びその円滑な実施のための 必要な事項を規定

主な構成内容

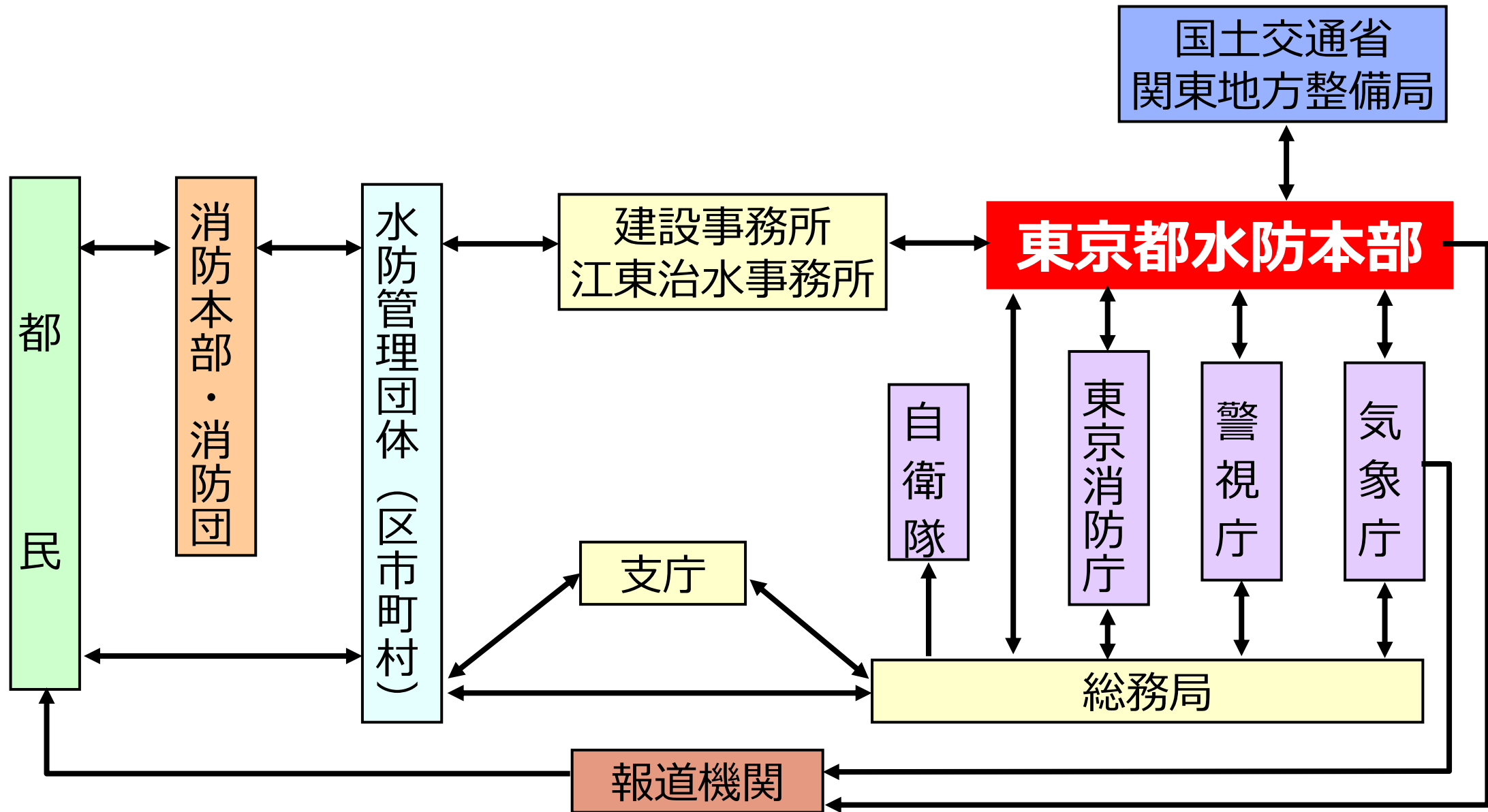
- 総則、用語の解説 (第1章)
- 水防組織とその責任 (第2章)
- 水防時の態勢、防災情報 (第3～4章)
- 水門等の操作情報 (第5章)
- 水防活動 (第6章)
- 水防工法、水防資器材等の整備等 (第7～9章)
- 防災情報の提供 (第10章)

東京都地域防災計画との関係

- 東京都地域防災計画の風水害編の内、水防活動に関する具体的事項について、本水防計画によるものとされている。



東京都の水防組織



水防活動の流れ

時系列

注意報

警報

被害発生

水防本部

建設事務所

水防管理団体

消防機関

気象情報の伝達

雨量・水位等の観測・監視

水防警報の発表・伝達

各種情報の発表・伝達

- ・洪水予報
- ・水位周知情報
- ・土砂災害警戒情報
- ・高潮氾濫発生情報

避難情報の
発令等

出動
巡視
点検
水防作業

水防上注意を要する箇所の
巡視・警戒

水防資器材等の
支援要請

水防作業

技術支援のための職員派遣
水防資器材等の提供



令和7年度東京都水防計画の主な改定点

1. 令和7年度 水防上注意を要する箇所を更新
2. 水位周知河川（入間川）の新規指定及び運用
3. 水位周知海岸における高潮特別警戒水位の変更



1. 令和7年度 水防上注意を要する箇所



水防上注意を要する箇所

- 洪水時により危険性が高いと想定される箇所で、優先的に巡視点検し、水防活動の準備等を行う箇所

種 別	基 準
洪水	大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所
高 潮	台風等の際、高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所
堤防・護岸の強さ	堤防・護岸が老朽化・洗堀及び水衝部のため、その強さに注意を要する箇所
陸 閘（りっこう）	陸閘が設置されている箇所
工事施工	河川工事等の施工によって注意を要する箇所

水防上注意を要する箇所を更新

種 別	R6箇所数（総延長）	R7箇所数（総延長）	増減（R7－R6）
洪水	82箇所（27,210m）	81箇所（27,170m）	△1箇所（△40m）
高潮	6箇所（1,640m）	4箇所（1,580m）	△2箇所（△60m）
堤防・護岸 の強さ	9箇所（2,270m）	9箇所（2,310m）	0箇所（40m）
陸 閘	23箇所（497m）	23箇所（497m）	0箇所（0m）
工事施工	107箇所（13,265m）	117箇所（17,581m）	10箇所（4,316m）
計	227箇所（44,882m）	234箇所（49,138m）	7箇所（4,256m）

水防上注意を要する箇所（洪水）

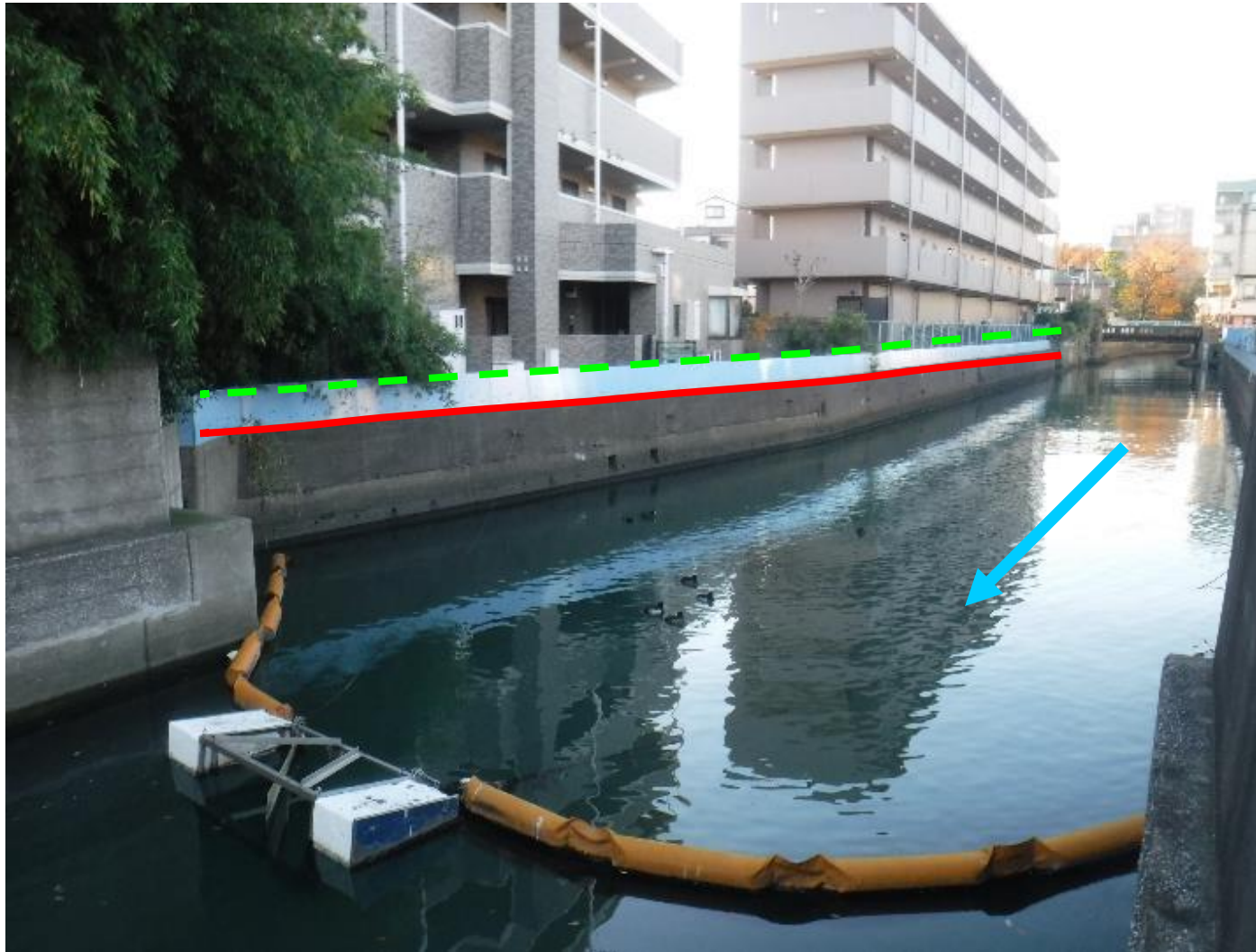
- 大雨時に洪水による溢水に対して注意を要する箇所（23河川81箇所）



石神井川

水防上注意を要する箇所（高潮）

- 高潮による河川水位の上昇に対して注意を要する箇所（2河川4箇所）



立会川

水防上注意を要する箇所（堤防・護岸の強さ）

- 堤防・護岸が老朽化・洗掘及び水衝部のため、その強さに注意を要する箇所

（4河川19箇所）



奈良橋川

水防上注意を要する箇所（^{りっこう}陸閘）

- 陸閘が設置されている箇所（6河川23箇所）



綾瀬新橋陸閘

水防上注意を要する箇所（工事施工）

- 河川工事等の施工によって注意を要する箇所（35河川117箇所）



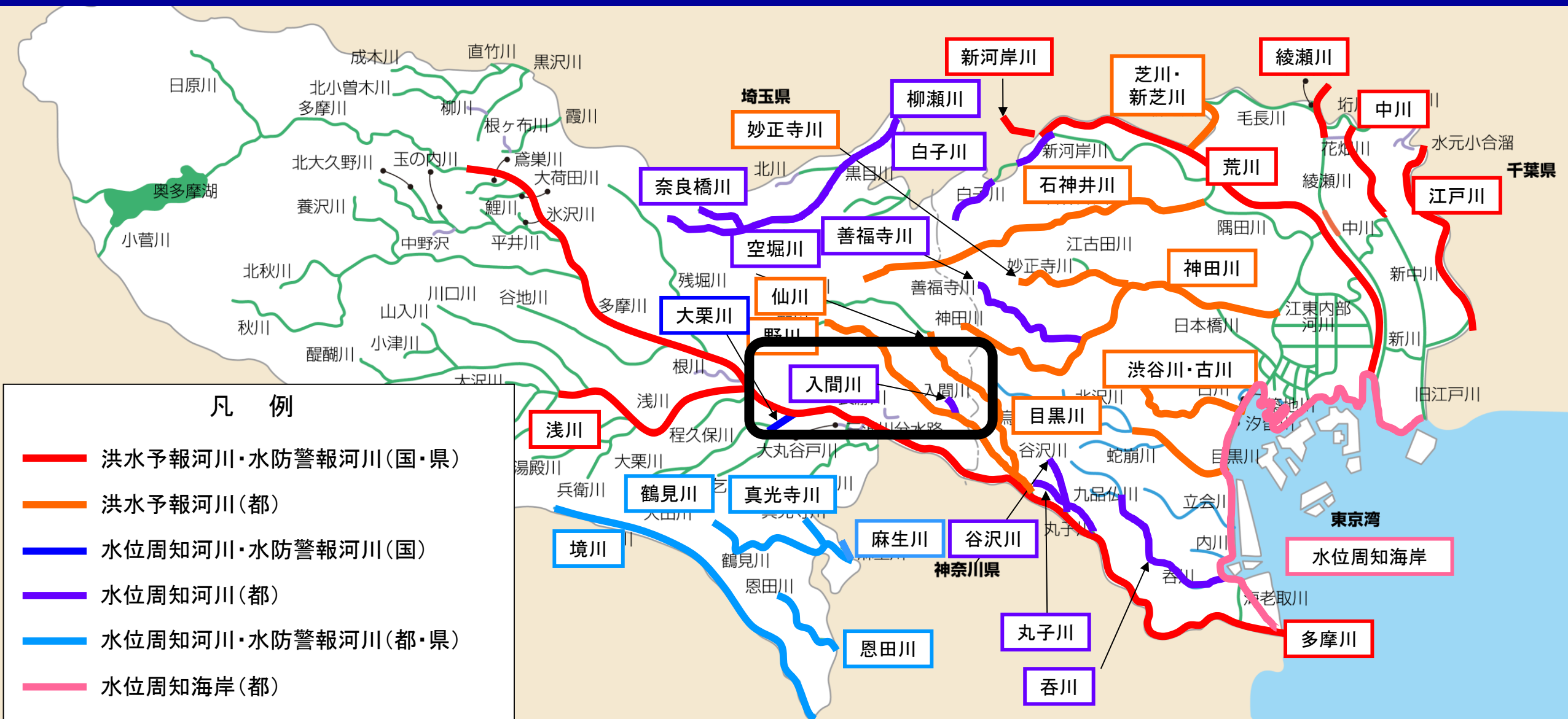
神田川



2. 水位周知河川（入間川）の新規指定・運用

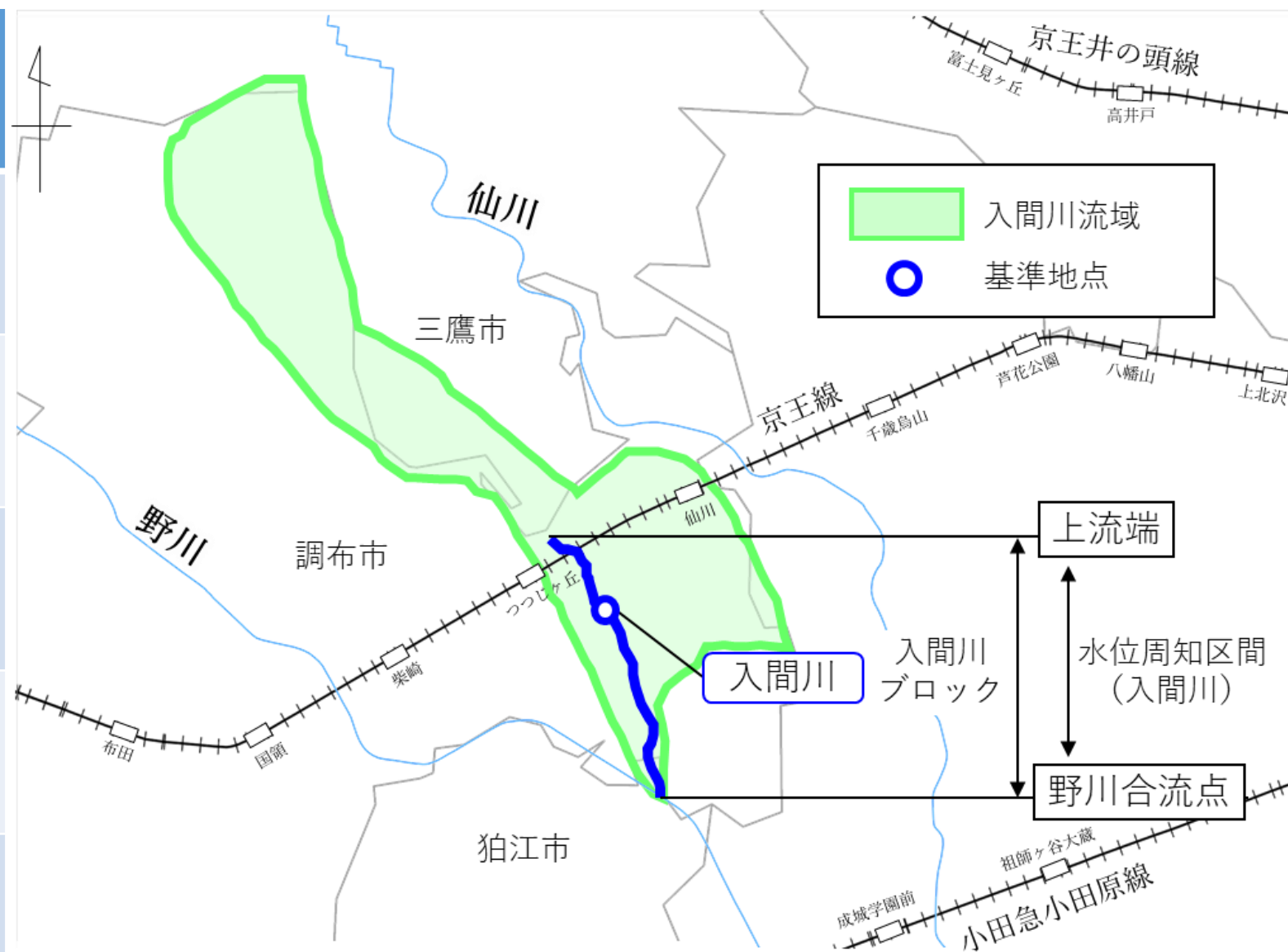


2. 水位周知河川（入間川）の新規指定・運用



2. 水位周知河川（入間川）の新規指定・運用

河川名	入間川
基準地点	入間川水位観測所 (調布市東つつじヶ丘)
対象市	調布市 狛江市 三鷹市
担当事務所	北多摩南部建設事務所
氾濫危険水位 (A.P.表記)	31.23m
氾濫発生水位 (A.P.表記)	31.93m





3. 水位周知海岸における高潮特別警戒水位の変更

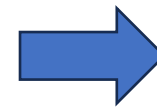


3. 水位周知海岸における高潮特別警戒水位の変更

【これまでの経緯】

- 平成27年5月の水防法の一部改正 ⇒ 平成30年3月に高潮浸水想定区域図を作成
- 令和2年7月に高潮浸水想定区域の指定、高潮特別警戒水位の運用を開始
- 令和3年7月の「高潮浸水想定区域図作成の手引き」改定
- 令和4年5月の「高潮特別警戒水位の設定の手引き」改定※

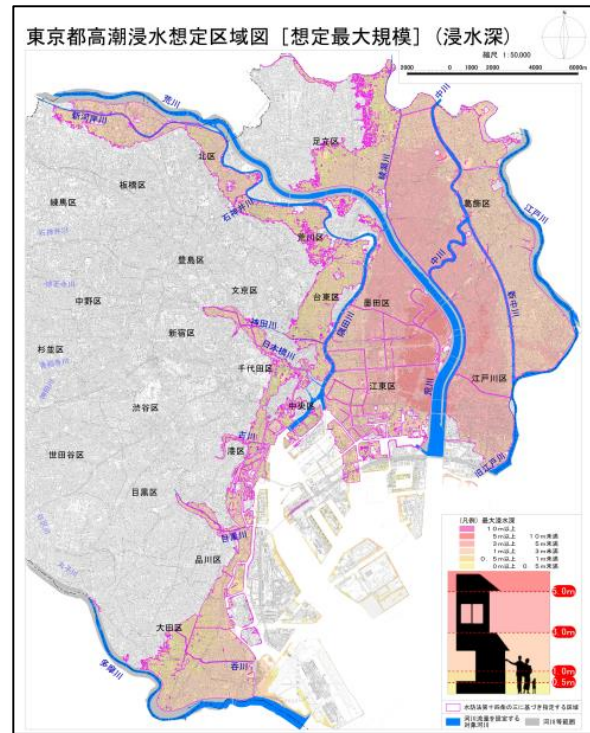
※災害対策基本法改正（令和3年5月）に基づき、
避難指示（警戒レベル4相当）から緊急安全確保（警戒レベル5相当）に変更



令和6年12月に高潮浸水想定区域図を改定
令和7年4月高潮特別警戒水位の変更

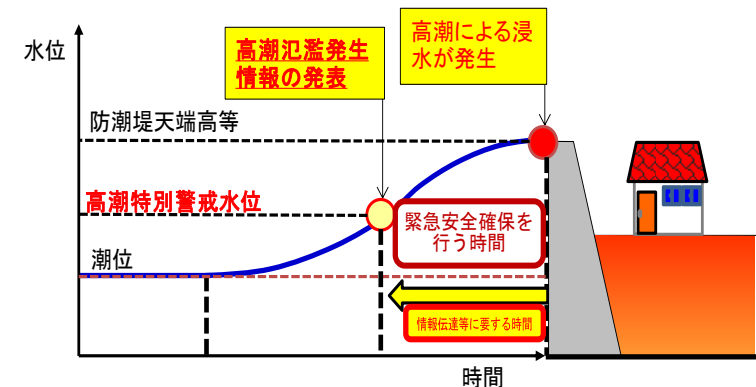
【高潮浸水想定区域図の改定】

- 現在の浸水想定区域図と同様に中心気圧910hPaの台風（室戸台風級）を想定
- 新たに手引きに加えられた「半径の小さい台風」や「移動速度の小さな台風」についても検討
- 家屋倒壊等氾濫想定区域図等についても公表



【高潮特別警戒水位の再設定】

- 新たな浸水想定区域を踏まえ、警戒水位を再設定
- 「緊急安全確保」の判断材料に資する、「情報伝達等に要する時間」を検討



高潮特別警戒水位イメージ

3. 水位周知海岸における高潮特別警戒水位の変更

海岸名	基準水位観測所
東京湾沿岸（東京都区間）	辰巳水門

変更前				変更後			
区間	対象区	担当事務所	国河川事務所	区間	対象区	担当事務所	国河川事務所
+3.6m (A.P.)	千代田区、中央区、 港区、品川区、 大田区、目黒区	一建 二建 江東治水	荒川下流 京浜	+3.6m (A.P.)	中央区、港区、 大田区	一建 二建 江東治水	京浜河川
+3.9m (A.P.)	墨田区、江東区、 江戸川区	五建 江東治水	荒川下流 江戸川	+4.2m (A.P.)	千代田区、新宿区、 文京区、台東区、 墨田区、江東区、 品川区、目黒区、 北区、荒川区、 板橋区、足立区、 葛飾区、江戸川区	一建 二建 三建 四建 五建 六建 江東治水	荒川下流 江戸川
+4.3m (A.P.)	北区、板橋区、 足立区、葛飾区、 荒川区、文京区、 新宿区、台東区	三建 四建 五建 六建 江東治水	荒川下流 江戸川				

3. 水位周知海岸における高潮特別警戒水位の変更

◆ 都の態勢基準について

変更前		変更後	
水防態勢の種別	基準及び内容（抜粋）	水防態勢の種別	基準及び内容（抜粋）
警戒配備態勢	直ちに水防活動に対応できる態勢 ○ 国管理の洪水予報河川に <u>氾濫危険情報</u> が発表されたとき ○ 都管理河川に <u>氾濫発生情報</u> が発表されたとき ○ 水位周知海岸に、 <u>氾濫発生情報</u> が発表されたとき	警戒配備態勢	左記情報が発表されたとき、 非常配備態勢 へ移行
		第1 非常配備態勢	局地的な水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき ○ 国管理の洪水予報河川に <u>氾濫危険情報</u> が発表されたとき ○ 都管理河川に <u>氾濫発生情報</u> が発表されたとき
		第2 非常配備態勢	複数の区域で水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき ○ 国管理の洪水予報河川に <u>氾濫発生情報</u> が発表されたとき ○ 水位周知海岸に、 <u>氾濫発生情報</u> が発表されたとき
第1 非常配備態勢	局地的な水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき		
第2 非常配備態勢	複数の区域で水害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき		



ご清聴ありがとうございました

